

# 高松市任意予防接種費用に対する 助成事業の実施について

《R8.3.25 版》

## 1 予防接種の種類

種類（ワクチン）	接種量	接種方法
三種混合	0.5ml	皮下接種
おたふくかぜ	0.5ml	皮下接種

## 2 予防接種の対象者及び個人通知（予診票等）の方法

### （1）予防接種対象者

- ① 接種日に高松市に住民登録がある小学校就学の前年度にある方  
（令和2年4月2日から令和3年4月1日の間に生まれた方）
- ② 三種混合ワクチンについては、定期接種の五種混合、四種混合及び三種混合ワクチンの一期追加接種後、6か月以上経過した方  
※三種混合の任意予防接種を希望される方で、ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオの定期の予防接種が完了していない場合は、定期接種を優先して接種を受けるよう保護者に御指導ください。
- ③ おたふくかぜワクチンについては、おたふくかぜ既往歴がない方

### （2）個人通知の方法

令和8年度の対象者には、令和8年4月下旬に助成事業の案内文及び予診票（**黄色**）を郵送します。

※令和7年度の対象者（平成31年4月2日～令和2年4月1日の間に生まれた方）は、ワクチンの偏在等により、接種期間が令和9年3月31日までの1年間延長となります。詳細は同封の「注意事項1」をご参照ください。

## 3 予防接種の実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 接種費用の助成額

三種混合若しくはおたふくかぜの予防接種のいずれか1回に対して**1,500円**とします。

接種対象者は、接種に要する経費から助成金額を差し引いた金額を実施協力医療機関に支払うもの  
とします。

## 5 助成事業の実施方法

- ① 予防接種を希望する保護者は、実施協力医療機関に高松市任意予防接種費用助成を利用することと予防接種の種類を伝え、接種日時を予約する。
- ② 保護者は、高松市から郵送された予診票等を医療機関に提出し、問診後、予防接種を受ける。
- ③ 保護者は、医療機関に接種費用と助成額（1,500円）の差額を支払う。
- ④ 医療機関は、実施報告書と予診票を高松市に提出する。
- ⑤ 高松市は、実施報告書と予診票の審査を行い、委託料（助成額×予防接種実施件数）を高松市内3医師会連合会に一括して支払う。
- ⑥ 高松市内3医師会連合会が各医療機関の口座に委託料を振り込む。

※やむを得ない理由により、実施協力医療機関以外で予防接種を受ける場合は、感染症対策課に問い合わせるよう、お伝えください。

## 6 予診及び接種時の注意点

接種量等の詳細は、厚生労働省「定期接種実施要領」及び「予防接種ガイドライン」を参照してください。

## 7 接種希望者が持ってくるもの

- (1) 高松市任意予防接種予診票  
個人通知の時期以降に転入した場合や紛失した場合は、保護者の申し出により随時予診票を発行いたします。  
お手数ですが、予約時に保護者に予診票を持っているか否か確認し、持っていない場合は感染症対策課に連絡して、事前に予診票を取り寄せるよう御指導ください。
- (2) 母子健康手帳等、予防接種の記録ができるもの（持ってきていない場合は別添の予防接種済票に記入事項を記入してお渡しく下さい。）
- (3) 自己負担金  
医療機関の設定した接種金額と助成費用（1,500円）の差額を徴収ください。

## 8 ワクチンの取り扱いについて

- (1) ワクチンは各医療機関で購入してください。  
※費用助成対象の予防接種は、三種混合ワクチンとおたふくかぜワクチンに限られますので、御注意ください。
- (2) 使用方法
  - ① 接種するワクチンの種類・検定合格日・有効期限を確認し、外観にも異常（混濁・着色・異物の混入等）がないことを確認の上、接種してください。
  - ② ワクチンの貯蔵は、生物学的製剤基準の定めるところによるほか、所定の温度が保たれてい

ることを温度計によって確認できる冷蔵庫等を使用してください。

- ③ ワクチンの使用に当たっては、凍結させない、溶解は接種直前に行い一度溶解したものは直ちに使用する、溶解の前後にかかわらず光が当たらないよう注意するなど、それぞれの添付文書を確認の上、適切に取り扱ってください。

## 9 他の予防接種との接種間隔

おたふくかぜのワクチンを接種する際は、他の注射生ワクチン予防接種と27日以上の間隔（接種日は含みません）をあけてください。

## 10 接種後の副反応の取り扱い

### (1) 診察

予防接種による副反応、又はその疑いのある患者を診察した場合は、いったん保険診療としてください。その際、患者又は家族に詳しく問診し、病歴を確実に把握してください。

また、主要症状、接種部位の変化（発赤・腫脹及び化膿等）の有無と程度及び発生日時についても確実に把握してください。

### (2) 報告

定期の予防接種について、副反応の報告基準に該当する症状を診断したときは、速やかに（独）医薬品医療機器総合機構（PMDA）へ報告してください。

詳細につきましては、厚生労働省「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」を参照してください。

## 11 予防接種時の間違い報告について

誤った用法用量、有効期限の切れたワクチンでの接種、接種間隔の誤り、血液感染を起こしうる状態での接種など、予防接種の間違いを把握した場合、必ず高松市保健所感染症対策課へ電話で報告し、指示を仰いでください。なお、間違いの内容により別途、高松市定期予防接種（こども）様式6「間違い接種報告書」を提出していただくことがあります。（高松市ホームページ掲載 定期予防接種（A類）様式集）

また、その時点で、直ちに被接種者及び保護者に間違いがあったことについて謝罪するとともに、有効性や安全性に関すること及びその後の対応等について説明を行ってください。

## 12 予防接種健康被害救済制度について

任意の予防接種を受けて、入院を必要とする程度の疾病や重い障がいなどの健康被害が生じ、その健康被害が、予防接種によって引き起こされたものと認められた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による「医薬品副作用被害救済制度」、「生物由来製品感染等被害救済制度」に基

づく救済の対象となります。

また、令和2年10月1日以降に、この事業による予防接種を受けて重い障がいが残った場合は、高松市予防接種事故災害補償要綱に定める補償についても対象となる場合があります。

高松市から対象者に送付するお知らせに、予防接種健康被害救済制度があることを記載していますが、保護者から医薬品副作用被害救済制度等の内容についてお問い合わせがありましたら、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページ等を参考に説明していただくか、感染症対策課にお問い合わせるようお伝えください。

### 13 予防接種の実施報告書及び委託料の支払い

(1) 1か月分の実施件数をまとめて、感染症対策課に「実施報告書」及び「予診票」を提出してください。

- ・期限は翌月10日（土・日・祝日の場合はその翌平日）（必着）です。
- ・実施件数が0件でも実施報告書の提出は必要です。
- ・0件の場合はFAXでの報告も可能です。
- ・実施報告書は押印不要です。

※ 件数の訂正がある場合は訂正印の押印が必要となります。

また、押印のある実施報告書はFAXで受付できませんので御注意ください。

- ・予診票の提出の際は、（別紙2）「予診票の記入について」を参照いただき、記入漏れがないよう、事前に御確認をお願いします。
- ・予防接種不可の場合、接種不可としての請求はできません。

(2) 高松市は、「実施報告書」に基づいて算定した委託料を、高松市内3医師会連合会に一括して支払い、その後高松市内3医師会連合会が各医療機関の口座に振り込みます。

### 14 その他

実施に当たっては、予防接種対象者の本人確認、高松市での住民票の有無、接種対象年齢及び接種するワクチンの種類、ワクチンの有効期限等を十分確認してください。

また、各種様式は、高松市のホームページに掲載しています。

「高松市任意予防接種費用に対する助成事業実施報告書（原本）」

「高松市任意予防接種済票（原本）」

お問い合わせ先 高松市感染症対策課

TEL：087-839-2870

FAX：087-813-0221